

総務省行政相談センター

まぐみみ 千葉

令和元年台風15号及び19号による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和元年台風15号及び19号による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

千葉行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

- 来所による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階
千葉行政監視行政相談センター まぐみみ千葉

- インターネットによる相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付

043-246-9829



まぐみみ千葉



総務省行政相談センター

総務省 千葉行政監視行政相談センター

〒260-0024

千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階

電話：043-246-9821

FAX：043-246-9829

このガイドブックに掲載している情報は、令和元年11月7日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については、随時、追加・変更してまいります。

最新の情報は、千葉行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)の「【特設情報】〈令和元年台風15号及び19号による災害に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。URL：<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/chiba.html>

- 1 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の台風15号及び19号による災害においては、千葉県内の以下の市町村が適用を受けています。

【災害救助法適用市町村（25市15町1村）】

千葉市（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、鋸南町

【被災者生活再建支援法適用市町村（県内全域：54市町村）】

- 2 令和元年台風19号による災害が「特定非常災害」に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について、存続期間(有効期間)が最長で令和2年3月31日(火)まで延長されます。

※ 令和元年10月10日(木)以降に満了する許認可等が対象です。

※ 対象となる許認可・対象地域・延長後の満了日等は、今後、各府省の告示で定められます。告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、総務省特設ページ(下記URL参照)などで随時更新しお知らせします。

- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます(令和2年1月31日(金)までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。)

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。(⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。)

〈総務省特設ページ〉

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000361.html



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 7)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 15)
- 4 住宅の補修工事(ブルーシート張り含む)
業者の情報提供 (P. 15)
- 5 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 16)



お金のこと

- 6 生活再建のための支援金 (P. 17)
- 7 災害弔慰金等の支給 (P. 17)
- 8 災害援護資金の貸付 (P. 18)
- 9 生活福祉資金の貸付 (P. 18)
- 10 住宅の建設、補修等の融資 (P. 19)
- 11 住宅ローンの返済 (P. 19)
- 12 雇用保険失業給付の支給等 (P. 19)
- 13 母子父子寡婦(かふ)福祉資金 (P. 20)
- 14 労働者福祉資金 (P. 20)



役所の手続きのこと

- 15 国税の特別措置 (P. 21)
- 16 県税の特別措置 (P. 22)
- 17 市町村税の特別措置 (P. 23)
- 18 公共料金の減免措置 (P. 23)
- 19 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の
保険料が払えない場合 (P. 24)
- 20 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失
した場合 (P. 25)
- 21 運転免許証を紛失した場合 (P. 26)
- 22 自動車に被害を受けた場合 (P. 26)



民間の手続きのこと

- 23 生命保険の契約内容 (P. 27)
- 24 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 27)
- 25 金融機関等との取引に関する相談 (P. 27)
- 26 法律相談等の窓口 (P. 28)



医療・健康のこと

- 27 医療機関の受診、介護保険サービス
・障害福祉サービスの利用 (P. 29)



教育のこと

- 28 幼稚園への就園奨励事業 (P. 31)
- 29 保育所等保育料の減免 (P. 31)
- 30 高等学校授業料減免措置 (P. 31)
- 31 小・中学校の就学援助措置 (P. 31)
- 32 特別支援学校等への就学奨励事業 (P. 32)
- 33 千葉県奨学資金の返還猶予および緊急貸付
(P. 32)
- 34 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、
J A S S O 支援金の受付 (P. 32)



事業者の方へ

- 35 千葉県制度融資(中小企業振興資金)
(P. 33)
- 36 中小企業者を対象とした相談窓口
(P. 33)
- 37 農林漁業関係の災害復興の融資、農業者を
対象とした相談窓口 (P. 34)
- 38 栽培技術支援 (P. 36)
- 39 宿泊事業者向けの特別相談窓口 (P. 36)



そのほかの情報

- 40 災害ボランティア (P. 37)
- 41 令和元年秋台風関連 消費者ホットライン
(P. 38)
- 42 太陽光発電システムに関する留意点・相
談窓口 (P. 39)
- 43 生活困窮者自立支援制度 (P. 40)
- 44 千葉県労働相談センター (P. 40)
- 45 ジョブカフェちば (P. 40)
- 46 千葉県ジョブサポートセンター (P. 41)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、災害ごみの受入れ、公営住宅への入居、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町村の「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです。
 - 千葉市 : 各区役所地域振興課
 - 中央区 (043-221-2169)
 - 花見川区 (043-275-6224)
 - 稲毛区 (043-284-6107)
 - 若葉区 (043-233-8124)
 - 緑区 (043-292-8107)
 - 美浜区 (043-270-3124)
 - 習志野市 : 危機管理課 (047-453-9211) 市庁舎3階
 - 八千代市 : 危機管理課 (047-483-1151 (代表))
 - 市原市 : 固定資産税課 (0436-23-9812)
 - 申請先 : 第一庁舎1階市民プラザ・各支所
 - (市原市役所第一庁舎市民プラザでは土曜、日曜及び祝日受付)
 - (支所では平日のみ受付)
 - 館山市 : 税務課資産税係 (0470-22-3261) 市役所本館1階
 - 鴨川市 : 税務課 (04-7093-7832) 市役所1階
 - 南房総市 : 税務課 (0470-33-1023) 本館1階
 - 申請先 : 税務課、朝夷行政センターおよび各地域センター
 - 鋸南町 : 総務企画課 (0470-55-4801) 役場庁舎2階
 - 木更津市 : 朝日庁舎 (イオンタウン木更津2階)
 - 0438-23-7111 (代表)
 - 君津市 : 納税課 (0439-56-1161)
 - 申請先 : 君津市役所1階 納税課(3番窓口)、各行政センター
 - 富津市 : 税務課 (0439-80-1242)
 - 申請先 : 税務課 (市役所1階)、
 - 天羽行政センター (0439-67-0512)
 - 午前8時30分から午後5時15分まで (土・日・祝日を除く)

- 袖ヶ浦市：地域福祉課地域福祉班（0438-62-3157）市役所1階
 ※申請受付を、11月8日（金曜日）をもって一時終了
- 松戸市：危機管理課（047-366-7309）市役所別館1階
- 野田市：防災安全課（04-7136-1779）市役所2階
- 市川市：納税・債権管理課（047-712-8658）仮本庁舎3階
- 船橋市：危機管理課（047-436-2032）市役所9階
- 柏市：防災安全課（04-7167-1115）市役所本庁舎2階
- 流山市：防災危機管理課（04-7150-6312）市役所第2庁舎2階
- 我孫子市：市民安全課危機管理担当
 （04-7185-1111 内217、295）本庁舎地階
- 鎌ヶ谷市：安全対策課防災係（047-445-1278）市庁舎1階
- 浦安市：収税課（047-712-6229）市役所4階
- 佐倉市：危機管理室（043-484-6131）社会福祉センター3階
- 成田市：財政部財政課（0476-20-1512）市役所4階
 ※市役所1階相談窓口、下総支所、大栄支所でも受け付けを行っています。住宅の応急修理の相談についても受け付けております。
- 四街道市：危機管理監危機管理室（043-421-6102）分館1階
- 八街市：課税課（043-443-1116）市役所第1庁舎1階
- 印西市：資産税課（0476-33-4446）市役所2階
 申請先：資産税課、印旛支所地域支援係、本埜支所地域支援係
- 白井市：課税課（047-492-1111（代表））本庁舎2階
- 富里市：課税課（0476-93-0443）
 申請場所：市役所本庁舎1階会議室
- 酒々井町：税務住民課（043-496-1171（内線114・115））
- 栄町：栄町消防署（0476-95-8983）
- 香取市：総務課（0478-50-1201）市役所本庁4階
 小見川支所（0478-82-1111）
 山田支所（0478-78-2111）
 栗源支所（0478-75-2111）
 香取市社会福祉協議会（0478-54-4410） ※高齢者・障がい者の申請代行
- 神崎町：町民課税務係（0478-72-2112）役場1階
- 多古町：税務課（0479-76-5402）
- 東庄町：町民課固定資産税係（0478-86-6073）役場1階
- 銚子市：税務課（0479-24-8953）市役所1階
- 旭市：税務課資産税班（0479-62-5323）市役所本庁舎1階
- 匝瑳市：総務課（0479-73-0084）市役所2階



住まいや身の回りのこと

東金市 : 収税課カウンター (0475-50-1127) 市役所1階

山武市 : 課税課 (0475-80-1282) 市役所本館1階

大網白里市 : 税務課資産税班 (0475-70-0322)

申請先 : 税務課資産税班、白里出張所

九十九里町 : 税務課課税係 (0475-70-3142)

芝山町 : 町民税務課課税係 (0479-77-3915) 役場本庁舎1階

横芝光町 : 税務課資産税班 (0479-84-1212) 役場1階

茂原市 : 市民税課 (0475-20-1577) 市役所2階

一宮町 : 総務課 (0475-42-2112) 役場本庁舎3階

白子町 : 総務課 (0475-33-2110) 役場本庁舎2階

長柄町 : 税務住民課 (0475-35-2112) 役場本庁舎1階

長南町 : 税務住民課 (0475-46-2118) 役場本庁舎1階

睦沢町 : 総務課総務班 (0475-44-2500) 役場本庁舎2階

※令和元年10月31日(木)までに申請してください。

長生村 : 総務課消防防災係 (0475-32-2111) 役場本庁舎2階

勝浦市 : 税務課資産税係 (0470-73-6624)

いすみ市 : 税務課 (0470-62-1116 (代表))

申請先 : 大原庁舎1階税務課、夷隅市民局、岬市民局

大多喜町 : 税務住民課課税係 (0470-82-2122)

申請先 : 町役場税務住民課、老川出張所(基幹集落センター)、
西畑出張所(農村コミュニティセンター)

※10月8日(火)を過ぎる場合は、ご連絡ください。

御宿町 : 総務課防災総合対策班 (0470-68-2511) 役場本庁舎4階

【店舗、事業所、工場等の「り災証明」】

- ◆ 店舗、事業所、工場等の「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです(住宅等担当以外の窓口である場合を列記しています。)

袖ヶ浦市 : 商工観光課 (0438-62-3428) 市役所5階

船橋市 : 危機管理課 (047-436-2039) ※住宅用とは電話番号相違

四街道市 : 産業振興課商工観光係 (043-421-6134)

匝瑳市 : 産業振興課 (0479-73-0089) 市役所3階

東庄町 : まちづくり課産業振興係 (0478-86-6075)

九十九里町 : 産業振興課商工観光係 (0475-70-3176)



【農林水産業関係の「り災証明」】

- ◆ 農林水産関係の「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです（住宅等担当以外の窓口である場合を列記しています。）。

木更津市：農林水産課（駅前庁舎 0438-23-8444）
 君津市：農政課（0439-56-1391（被害相談）の段階）
 四街道市：産業振興課農政係（043-421-6133）
 多古町：税務課（0479-76-2611（代表））
 旭市：農水産課振興班（0479-74-3671）
 匝瑳市：産業振興課（0479-73-0089）
 東庄町：まちづくり課農政係（0478-86-6076）
 横芝光町：産業課農政班（0479-84-1215）

2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。募集戸数は、受付当初のものです。

（11月7日現在）

県、市等	問合せ先等
国家公務員住宅	<p>入居資格: 台風15号及び19号並びに「令和元年10月25日の大雨」により被災し、住宅に大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住することが困難となった方 使用期間:原則6ヶ月（最長1年まで更新可） 使用料等:住宅家賃、敷金、駐車場使用料を免除（但し、光熱水費、共益費は自己負担） 受付期間:令和元年9月26日（木曜日）～（受付時間は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受付。） （国家公務員合同宿舎206戸（千葉市内28戸、習志野市内45戸、船橋市内1戸、松戸市内8戸、柏市内30戸、成田市内53戸、鎌ヶ谷市内17戸、銚子市内2戸、印西市内21戸、木更津市内1戸）） 問合せ先: 千葉県県土整備部都市整備局住宅課県営住宅管理班 (043-223-3222)</p>

都市再生機構	<p>入居資格: 台風15号及び19号により被災し、住宅が全壊、半壊、一部損壊等の被害を受け、現在の居住が困難となり、罹災証明書を出せる方(見込みの方を含みます。)</p> <p>(注) 罹災証明書、住民票、本人確認ができる書類(自動車運転免許証、健康保険証など)及び印鑑が必要となります。なお、申込時に書類をご用意できない場合は、入居後にご提出いただきます。</p> <p>家賃等: 家賃、共益費、敷金及び駐車場料金は無料(連帯保証人は不要)</p> <p>入居期間:6ヶ月</p> <p>受付期間:令和元年10月18日～11月30日 (UR賃貸住宅30戸(松戸市内20戸、千葉市内10戸))</p> <p>受付場所:UR津田沼営業センター 船橋市前原西2-14-5 榊原第2ビル4階 (047-478-3711) 営業時間 9:30～18:00</p>
千葉県	<p>入居資格: 台風15号及び19号並びに「令和元年10月25日の大雨」で被災し、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方</p> <p>使用期間:原則6ヶ月(最長1年まで更新可)</p> <p>使用料等:県営住宅家賃、敷金、駐車場使用料を免除(但し、光熱水費、共益費は自己負担)</p> <p>入居開始:入居は受付順とし、順次、入居手続きを行います。</p> <p>受付期間:9月19日～ (県営住宅77戸(千葉市内7戸、木更津市内1戸、佐倉市内1戸、習志野市内3戸、市原市内20戸、我孫子市内1戸、君津市内27戸、袖ヶ浦市15戸、芝山町内2戸))</p> <p>問合せ先: 千葉県県土整備部都市整備局住宅課県営住宅管理班 (043-223-3222)</p>
千葉県教職員住宅	<p>入居資格: 台風15号及び19号並びに「令和元年10月25日の大雨」により被災し、住宅に大きな被害を受け現在の住まいに継続して居住することが困難となった方</p> <p>使用期間:原則6ヶ月(最長1年まで更新可)</p> <p>使用料等:住宅貸付料、駐車場使用料を免除(但し、光熱水費、共益費は自己負担)</p> <p>受付期間:令和元年9月26日(木曜日)～(受付時間は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受付。)</p> <p>(教職員住宅10戸(千葉市内3戸(鎌取教職員住宅)、南房総市内7戸(和田教職員住宅)))</p> <p>問合せ先: 千葉県教育庁企画管理部福利課厚生班 (043-223-4123)</p>

<p>千葉市住宅 供給公社</p>	<p>災害被災者用住宅の取扱いについて 入居資格:台風15号及び19号で罹災し、住宅に大きな被害を受けた千葉県民(千葉市民を含む) 使用期間:原則6ヶ月(最長1年まで更新可) 使用料:家賃は無料 (但し、自治会費、光熱水費、共益費は自己負担) 問合せ先:043-245-7513</p>
<p>木更津市 <u>入居決定済</u></p>	<p>入居資格:木更津市内在住(9月8日現在で当該被災住宅に住んでいた方)で、り災証明書の発行を受けた方(後日の提出でもかまいません) 使用期間:原則3ヶ月(最長6ヶ月まで更新可) 使用料等:使用料以外の費用(入退去に係る引越し費用、光熱水費等)は自己負担 受付期間:9月19日～25日 入居可能期間:9月26日(木曜日)以降 (市営住宅4戸(江川団地(江川1384番地)2戸、東清団地(日の出町100番)2戸) ※今回市営住宅に入居された方は、今後仮に災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されることとなった場合でも、供与の対象となりませんのでご了承ください。 問合せ先:住宅課市営住宅係(043-245-7513)</p>
<p>袖ヶ浦市 <u>受付終了</u></p>	<p>入居資格:台風15号により被災し、住宅に大きな被害を受け、現在のお住まいに継続して居住することが困難となった方 使用期間:原則6ヶ月(状況に応じて期間を区切って最長1年まで更新可) 使用料等:全額免除※光熱水費等は自己負担 受付期間:9月19日～25日(土日祝祭日を除く) 入居可能期間:9月26日(木曜日)以降 (市営住宅4戸(上蔵波団地(袖ヶ浦市長浦駅前)) 問合せ先:都市整備課住宅班(0438-62-3645)</p>
<p>船橋市 <u>受付終了</u></p>	<p>入居資格:台風15号により、住宅に大きな被害を受けて、居住継続が困難となった世帯であること。 ※所在市町村発行の罹災証明書で、全壊、大規模半壊、半壊とされた方が対象となります。 使用期間:原則6ヶ月(最長1年まで更新可) 使用料等:家賃は無料 (但し、自治会費、光熱水費、共益費は自己負担) 受付期間:9月24日～ (市営住宅2戸) 問合せ先:住宅政策課公営住宅係(047-436-2679)</p>
<p>流山市</p>	<p>入居資格:台風15号及び19号により、住宅に大きな被害を受けて、居住継続が困難となった県内の世帯であること。 ※所在市町村発行の罹災証明書で、全壊、大規模半壊、半壊とされた方が対象となります。 使用期間:原則3ヶ月(最長6ヶ月まで更新可) 使用料等:家賃・敷金・駐車場使用料を免除(光熱水費・共益</p>

	<p>費は自己負担) 受付期間:10月28日～当面の間 9:00～17:00(土日を除く) 先着順 (市営住宅5戸)(うち1戸入居決定済) 問合せ先:建築住宅課市営住宅係(04-7168-1101)</p>
我孫子市	<p>入居資格:及び第19号並びに令和元年10月25日の大雨により、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方(所在の市町村の発行する罹災証明書等で全壊、大規模半壊、半壊とされた者) 使用期間:原則6ヶ月(最長1年まで更新可) 使用料等:家賃、敷金、駐車場使用料を免除 (ただし、光熱水費、団地自治会等が徴収する共益費等は自己負担) 申込期間:令和元年11月7日(木曜日)から当面の間 土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで 申込は先着順で、提供戸数に達した時点で終了します。 (市営住宅3戸(北原団地(新木))) 問合せ先:都市部建築住宅課住宅担当(04-7185-1672)</p>
茂原市 受付終了	<p>入居資格:茂原市内在住 使用料等:使用料以外の費用(光熱水費等)は自己負担 (市営住宅3戸)(風呂なし) 問合せ先:建築課(0475-20-1588)</p>
東金市 受付終了	<p>入居資格:台風15号により住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な東金市在住の方 使用期間:原則6ヶ月(最長1年まで更新可) 使用料等:無償 (ただし、光熱水費と共益費はご負担いただきます。) 受付期間:9月18日(水)～ 入居は受付順とし、順次、入居手続きを行います。 (市営住宅5戸(広瀬団地))(風呂なし) 問合せ先:都市整備課(0475-50-1150)</p>
山武市 受付終了	<p>入居資格:台風15号により住宅に大きな被害(半壊以上)を受け、継続して居住することが困難になった方(※被災時に山武市内に居住していた方) 使用期間:原則6ヶ月(最長1年まで更新可) 使用料等:家賃及び敷金免除※ただし、共益費、光熱水費、引越し費用等は自己負担 (市営住宅(白幡住宅)3戸(2DK)) 問合せ先:都市整備課(0475-80-1192)</p>
長柄町 受付終了	<p>入居資格:台風15号及び19号の被災者(町外者) 使用期間:原則6ヶ月(最長1年まで更新可) 使用料等:町営住宅家賃、敷金を免除 ※ ただし、光熱水費、共益費、自治会費は自己負担 入居手続き等:入居は受付順とし、順次、個別相談を実施した上で、入居手続きを行います。 (町営住宅3戸(味庄住宅、日吉住宅、刑部住宅各1戸)) 問合せ先:建設環境課管理地積係(0475-35-2114)</p>

【民間賃貸住宅の借り上げ(みなし仮設住宅)】

- ◆ 住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、民間住宅を借り上げて無償で提供するものです。
- ◆ 詳しくは被災時にお住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

(10月17日現在)

県、市等	問合せ先等										
千葉県	<p>対象世帯: (1)被災時において、災害救助法の適用を受けた25市15町1村のいずれかに住所を有していた方 (2)住家の全壊により居住する住家がない方 なお、半壊(「大規模半壊」を含む)であっても、住宅としての再利用ができず、自らの住家に居住できない方で、既に住家を取り壊した又は取り壊す予定の場合は、協議により対象となる場合があります。 (3)自らの資力では、住家を確保することができない方 (4)災害救助法に基づく住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない方</p> <p>入居期間: 2年以内(応急仮設住宅としての延長はないものとします。)</p> <p>借上げの対象となる住宅: 原則として、次のいずれにも該当する県内の住宅 (1)昭和56年6月以降に建築した住宅等、耐震性が確保されたものであること。 (2)応急仮設住宅としての入居契約について、貸主の同意が得られていること。 (3)台風による損傷等があった場合、管理会社等により賃貸可能と確認されたもの。 (4)当該賃貸住宅等の家賃が、1箇月当たり次のア及びイに定める額以内であること。 ア)2人以下の世帯 月額7.5万円以内 イ)3人以上の世帯 月額8.5万円以内 但し、家賃相場の差を考慮し、以下の12市において5人以上の世帯で入居する場合は、月額12万円以内とする。 千葉市、習志野市、八千代市、市川市、船橋市、浦安市、松戸市、野田市、流山市、鎌ヶ谷市、柏市、我孫子市</p> <p>千葉県が負担する経費と上限:</p> <table border="1" data-bbox="507 1883 1407 2092"> <tr> <td data-bbox="507 1883 794 1928">家賃</td> <td data-bbox="794 1883 1107 1928">上記のとおり</td> <td data-bbox="1107 1883 1407 2092" rowspan="4">※左記の全ての支払いを認められたものでなく、あくまでも解約に不可欠なものとして、</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1928 794 2011">共益費(又管理費)</td> <td data-bbox="794 1928 1107 2011">通常徴収している額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 2011 794 2056">礼金</td> <td data-bbox="794 2011 1107 2056">家賃の1箇月分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 2056 794 2092">仲介手数料</td> <td data-bbox="794 2056 1107 2092">家賃の0.5月分</td> </tr> </table>		家賃	上記のとおり	※左記の全ての支払いを認められたものでなく、あくまでも解約に不可欠なものとして、	共益費(又管理費)	通常徴収している額	礼金	家賃の1箇月分	仲介手数料	家賃の0.5月分
家賃	上記のとおり	※左記の全ての支払いを認められたものでなく、あくまでも解約に不可欠なものとして、									
共益費(又管理費)	通常徴収している額										
礼金	家賃の1箇月分										
仲介手数料	家賃の0.5月分										

	(税別)	地域の实情に合わせた項目設定により支払います。
退去修繕負担金	家賃の2箇月分	
火災保険等損害保険料	包括契約により別途県が加入	
入居時鍵等交換費用	実費、社会通念上必要な額を限度	

※上表以外に必要な経費は入居者負担となります(例: 光熱水費、専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による修繕費、駐車場料金、自治会費等)。

申込手続きの最初の流れ:

- ① 被災時に住んでいた市町村の窓口(下記参照)にて、制度の説明・申込書類の配付を受けてください。併せて、窓口にて提示された協力不動産業者リストを参考に、ご希望の不動産業者をご検討ください。
- ② ご希望の不動産業者が決まりましたら、下表に不動産団体窓口にご連絡ください(不動産業者を決かねている場合でも、団体窓口にて紹介可能な場合があります。)

千葉県宅地建物取引業協会	043-241-6671 (平日 9:00~17:00)
全日本不動産協会千葉県支部	043-202-7511 (平日 9:00~17:00)
ちんたい協会	0120-37-5584 (平日 9:00~18:00)

なお、提示されたリストに掲載されていない不動産業者や、上記3団体に所属していない不動産業者をご検討される場合は、市町村窓口にてその旨お申し出ください。

- ③ 不動産業者から折り返し連絡があります。物件の希望条件等をご相談ください。
(※不動産業者の協力のもと、入居物件を自らさがしていただく方式になります。)
- ④ 物件が決まりましたら不動産業者と申込書類を作成し、市町村窓口にご提出ください。
- ⑤ 県より申込の結果通知が届きましたら、不動産業者と契約書類を作成していただきます。

その他:

- ① 入居契約は、県・被災者(入居者)・貸主(大家)の三者契約となります。
- ② 応急仮設住宅の住み替えはできません。
- ③ 災害救助法による住宅の「応急修理」又は「障害物の除去」制度との併用はできません。

お問合せ先:

千葉県県土整備部都市整備局住宅課県営住宅建設計画班
 電話番号 043-223-3228
 ファックス番号 043-225-1850

災害救助法適用市町村の窓口

千葉市	住宅整備課	043-245-5851
銚子市	都市整備課	0479-24-8899
館山市	建築施設課	0470-22-3751
木更津市	住宅課	0438-23-8598
茂原市	建築課	0475-20-1588
成田市	建築住宅課	0476-20-1564
佐倉市	住宅課	043-484-6168
東金市	都市整備課	0475-20-1150
旭市	都市整備課	0479-62-5895
勝浦市	都市建設課	0470-73-6627
市原市	住宅課	0436-23-9841
鴨川市	都市建設課	04-7093-7835
君津市	住宅営繕課	0439-56-1621
富津市	都市政策課	0439-80-1317
四街道市	建築課	043-421-6147
袖ヶ浦市	都市整備課	0438-62-3645
八街市	都市計画課	043-443-1430
印西市	建築指導課	0476-33-4657
富里市	都市計画課	0476-93-5147
南房総市	建設課	0470-33-1101
匝瑳市	都市整備課	0479-73-0091
香取市	都市整備課	0479-50-1214
山武市	都市整備課	0475-80-1192
いすみ市	建設課	0470-62-1204
大網白里市	都市整備課	0475-70-0364
酒々井町	まちづくり課	043-496-1171(内156)
栄町	まちづくり課	0476-33-7719
神崎町	まちづくり課	0478-72-2114
多古町	都市計画課	0479-76-5408
東庄町	まちづくり課	0478-86-6074
九十九里町	まちづくり課	0475-70-3156
芝山町	企画空港政策課	0479-77-3909
横芝光町	環境防災課	0479-84-1216
一宮町	都市環境課	0475-42-1430
睦沢町	まちづくり課	0475-44-2507
長生村	まちづくり課	0475-32-2116
白子町	建設課	0475-33-2116
長柄町	建設環境課	0475-35-2114
長南町	建設環境課	0465-46-3394
大多喜町	建設課	0470-82-2115
鋸南町	建設水道課	0470-62-2133

以上

市原市

対象世帯:

下記のいずれかに該当し、引き続き居住することが困難な住宅に被災時点(台風15号:9月8日、台風19号:10月12日)で居住していた世帯(ただし、当該住宅を世帯の構成員が所有する場合に限る。)

- (1)市の発行するり災証明書により「全壊」若しくは「半壊」の被害の認定を受けたもの
- (2)住宅に接する道路が通行規制されたことにより住宅への出入りが困難なもの

対象賃貸住宅の条件:以下の全ての条件を満たすもの

家賃	月額7万円以下 (5名以上の世帯は10万円以下)
付帯設備	エアコン、コンロ、照明器具、給湯器 ※付帯設備については、原則であり、設備がない場合も対象とします。
礼金	礼金・更新手数料(これに順ずるもの含む) なし
仲介手数料	【9月中の入居の場合】 月額家賃×0.54以下 【10月以降の入居の場合】 月額家賃×0.55以下
敷金	月額家賃以下
共益費用	実費相当額

入居期間・費用負担:

- 1.入居期間は、入居の許可の日から起算して最長1年間。
- 2.家賃、仲介手数料、敷金、共益費は市原市が負担します(毎月の支払は、家賃に共益費(実費相当分)を加算したものととなります。)
- 3.光熱水費、保険料、駐車場料などは入居者の負担となります。

入居手続き:

- 1.市原市住宅課に事前連絡の上、賃貸借住宅の貸主又は仲介業者にご相談ください。
- 2.入居に必要な書類に必要事項を記入し、被災者であることを証明するもの(り災証明書ほか、本人確認が出来るもの)を持参の上、住宅課にお越しください。

※既に市原市内の賃貸住宅に入居されている場合は、家賃等の条件が上記のすべてを満たす場合は、本制度の対象になる場合があるため、住宅課にお問い合わせください。

募集期間:令和元年9月17日(火)～11月29日(金)

注意事項:

- 1.本制度は、対象となる賃貸住宅を借上げて提供するもので、家賃を補助するものではありません。
- 2.市原市からの家賃等の支払いについては、不動産業者に対して、当月分を翌月末までに支払うこととなります。

問合せ先:都市部住宅課 電話 0436-23-9841
ファクス 0436-21-1478



3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊(準半壊)の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 一世帯当たりの限度額は以下のとおりです。
 - ① 大規模半壊、半壊：59万5千円
 - ② 一部損壊(準半壊)：30万円(※)※ 市町村の補助制度の支援を併せて受けられる場合があります。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
 - ① 台風により「大規模半壊」の住家被害を受けた方又は「半壊」若しくは「一部損壊(準半壊)」の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方
 - ・ 「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
 - ③ 応急住宅(仮設住宅)を利用しないこと
- ◆ 応急修理の対象とならない場合、市町村の補助制度の支援を受けられることがあります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

4 住宅の補修工事(ブルーシート張り含む)業者の情報提供

- ◆ 住宅補修工事(ブルーシート張り含む)業者をお探しの方に対して、補修工事が可能な業者の情報等を県ホームページにて情報提供しております。詳しくは、千葉県県土整備部都市整備局住宅課(043-223-3255)までお問い合わせください。



5 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人「住宅リフォーム・紛争処理支援センター」が「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、0570-016-100（IP電話からの場合は、03-3556-5147）（平日10時から17時まで対応）にお問い合わせください。

〈注意！〉 点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意ください！

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向があるのでご注意ください。

不審な勧誘や電話を受けた場合、「火災保険の申請を代理します」「公的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談ください。

- ・ 消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）
- ・ 住まいるダイヤル：0570-016-100

- ◆ ちば安心住宅リフォーム推進協議会では、被災住宅の修理や再建に関する不安や疑問について、専門家である建築士・建設団体担当者が、電話又は市町村の現地窓口にて無料で相談にお答えします。希望される方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ ちば台風被災住宅無料建築相談窓口
フリーダイヤル 0120-331-772



お金のこと

6 生活再建のための支援金

- ◆ 被災者生活再建支援法が適用された市町村において、①住宅が全壊した世帯、②住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯及び③住宅が大規模半壊した世帯には、生活再建のための支援金が支給されます。
- ◆ 支援金の額

被害の程度等に応じて、最大300万円が支給されます。

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
② 全壊世帯 ・ ②解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
③ 大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円

- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

7 災害弔慰金等の支給

- ◆ 今回の災害によりお亡くなりになられた方の遺族に対して災害弔慰金が、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。

詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。



お金のこと

8 災害援護資金の貸付

- ◆ 台風により、世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子、据置期間経過後についても、無利子となるよう利子相当分を県が全額助成します。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

9 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。



10 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - ・ 住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料、受付時間：9時～17時）
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

11 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。
詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017109又は03-5252-3772、受付時間：9時～17時）。

12 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 台風により千葉県内の事業所が休止・廃止し、賃金を受けることができない方については、離職していなくても失業給付を受給できます（一定の要件があります）。
- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。



1 3 母子父子寡婦（かふ）福祉資金

- ◆ 母子家庭、父子家庭または寡婦の方に各種資金を無利子または低利（年1.0%）で貸し付けます。

《母子福祉資金の対象者》

- (1) 20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母
- (2) 父母のいない20歳未満の児童

《父子福祉資金の対象者》

20歳未満の児童を扶養する父子家庭の父

《寡婦福祉資金の対象者》(1) 寡婦

- (2) 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母および寡婦以外の方

詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

1 4 労働者福祉資金融資制度

- ◆ 県内の同一住所に1年以上居住している中小企業の労働者または失業した労働者の生活安定のための融資制度です。

《中小企業労働者生活安定資金》

中小企業にお勤めの方で療養費、災害による損失に充てる費用、住宅補修費など臨時の出費に対して貸し付けます。 ▶貸付額 100万円以内

《離職者生活安定資金》

失業給付の受給資格を有し、その申請を行った求職活動中の方に生活費などを貸し付けます。 ▶貸付額 20万円または30万円以内

詳しくは、中央労働金庫各店舗または千葉県商工労働部雇用労働課（043-223-2743）までお問い合わせください。



役所の手続きのこと

15 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
市川税務署	047-335-4101	市川市、浦安市
柏税務署	04-7146-2321	野田市、柏市、我孫子市
木更津税務署	0438-23-6161	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
佐原税務署	0478-54-1331	香取市、香取郡
館山税務署	0470-22-0101	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
千葉西税務署	043-274-2111	花見川区の一部（千葉東税務署管轄内の地域を除く。）、稲毛区のうち小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町、美浜区の一部（千葉東税務署管轄内の地域を除く。）、習志野市、八千代市
千葉東税務署	043-225-6811	中央区の一部（千葉南税務署管轄内の地域を除く。）、花見川区のうち西小中台、宮野木台1～4丁目、稲毛区の一部（千葉西税務署管轄内の地域を除く。）、若葉区、美浜区のうち稲毛海岸1～5丁目、幸町1・2丁目、新港、高洲1～4丁目、高浜1～7丁目
千葉南税務署	043-261-5571	中央区のうち赤井町、今井1～3丁目、今井町、鵜の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗1～3丁

		目、蘇我1～5丁目、蘇我町2丁目、大巖寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町1～3丁目、宮崎1・2丁目、宮崎町、村田町、若草1丁目、緑区、市原市
銚子税務署	0479-22-1571	銚子市、旭市、匝瑳市、
東金税務署	0475-52-3121	東金市、山武市、大網白里市、山武郡
成田税務署	0476-28-5151	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡
船橋税務署	047-422-6511	船橋市
松戸税務署	047-363-1171	松戸市、流山市、鎌ヶ谷市
茂原税務署	0475-22-2166	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡

16 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
中央県税事務所	043-231-0161	千葉市の一部（千葉西県税事務所管轄内の地域を除く。）
千葉西県税事務所	043-279-7111	千葉市のうち花見川区の一部（朝日ヶ丘、朝日ヶ丘町、天戸町、内山町、宇那谷町、柏井、柏井町、検見川町、犢橋町、こてはし台、作新台、さつきが丘、三角町、大日町、武石町、千種町、長作台、長作町、浪花町、畑町、花島町、花園町、花園、花見川、幕張町、幕張本郷、瑞穂、南花園、み春野、横戸台、横戸町）、稲毛区の一部（小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町）、美浜区の一部（磯辺、打瀬、豊砂、中瀬、浜田、ひび野、幕張西、真砂、美浜、若葉）、習志野市、八千代市
船橋県税事務所	047-433-1275	市川市、船橋市、浦安市
松戸県税事務所	047-361-2112	松戸市、流山市、鎌ヶ谷市
柏県税事務所	04-7147-1231	野田市、柏市、我孫子市
佐倉県税事務所	043-483-1115	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西

		市、白井市、富里市、印旛郡
香取県税事務所	0478-54-1314	香取市、香取郡
旭県税事務所	0479-62-0772	銚子市、旭市、匝瑳市
銚子支所	0479-22-5907	
東金県税事務所	0475-54-0223	東金市、山武市、大網白里市、山武郡
茂原県税事務所	0475-22-1721	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
大多喜支所	0470-82-2214	
館山県税事務所	0470-22-7117	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
木更津県税事務所	0438-25-1110	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原県税事務所	0436-22-2171	市原市
自動車税事務所	043-243-2721	県内全域（自動車税、自動車取得税のみ）

17 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

18 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。
- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。
- ◆ N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。
詳しくは、N H K（0570-077-077（9：00～20：00）ご利用になれない場合、050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。



19 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構（ねんきんダイヤル：0570-05-1165）にお問い合わせください。
- ◆ 最寄りの年金事務所又は市町村の国民年金担当窓口にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域
千葉 年金事務所	043-242-6320	中央区、若葉区、緑区、茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡、長生郡、夷隅郡
幕張 年金事務所	043-212-8621	花見川区、稲毛区、美浜区、佐倉市、習志野市、四街道市、八街市、富里市、印旛郡のうち酒々井町
船橋 年金事務所	047-424-8811	船橋市、八千代市、印西市、白井市、印旛郡（幕張年金事務所管轄内の地域を除く。）
市川 年金事務所	047-704-1177	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市
松戸 年金事務所	047-345-5517	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
木更津 年金事務所	0438-23-7616	木更津市、館山市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、安房郡
佐原 年金事務所	0478-54-1442	香取市、銚子市、成田市、旭市、匝瑳市、香取郡



20 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、千葉地方法務局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
千葉地方法務局	043-302-1311	千葉市、習志野市
市原出張所	0436-41-3241	市原市
東金出張所	0475-52-2402	東金市、山武市、大網白里市
佐倉支局	043-484-1222	佐倉市、四街道市、八街市、印旛郡酒々井町
成田出張所	0476-23-2313	成田市の一部、印西市、白井市、富里市、印旛郡栄町
茂原支局	0475-24-2188	茂原市、長生郡（一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）
いすみ出張所	0470-62-2283	勝浦市、いすみ市、夷隅郡（大多喜町、御宿町）
松戸支局	047-363-6278	松戸市、流山市
柏支局	04-7167-3309	柏市、我孫子市、野田市
木更津支局	0438-22-2531	木更津市、袖ヶ浦市、富津市、君津市
館山支局	0470-22-0620	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町
匝瑳支局	0479-72-0334	匝瑳市、旭市、銚子市、香取郡多古町、山武郡のうち芝山町、横芝光町
香取支局	0478-52-3391	香取市、香取郡（神崎町、東庄町）、成田市の一部
船橋支局	047-431-3681	船橋市、八千代市
市川支局	047-339-7701	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市



2 1 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。
- ◆ 詳しくは、千葉運転免許センター（043-274-2000）にお問い合わせください。

2 2 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、被災した自動車の減免、被災により運行できない自動車の課税除外措置等を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、自動車税事務所またはお近くの県税事務所までご相談ください。

千葉県自動車税事務所

住所：〒260-8523 千葉県千葉市中央区問屋町1-1-1

電話：043-243-2721

FAX：043-243-2555

※ 県税事務所の連絡先等につきましては、P.22～23「16 県税の特別措置」の表を参照ください。

※ 運輸支局に隣接する自動車税事務所各支所では**受付できません**ので、ご注意ください。



民間の手続きのこと

2 3 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル0120-001731
 - ・ かんぽコールセンター
フリーダイヤル0120-552950

2 4 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
 - ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
 - ・ ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
 - ・ 金融庁相談ダイヤル 0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

2 5 金融機関等との取引に関する相談

- ◆ 金融サービス利用者相談室では、台風15号及び19号による災害発生に関し、被災者の皆様からの、各種金融機関の窓口に関するお問い合わせ、金融機関等との取引に関する相談等を受け付けるための無料相談を開始いたしました。

名称 : 令和元年台風15号及び19号金融庁相談ダイヤル
電話 : 0120-156811
(IP電話からの場合は、03-5251-6813 ・ 10時～17時まで対応)



民間の手続きのこと

FAX : 03-3506-6699

メール : saigai@fsa.go.jp

文書受付 : 〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館 金融庁 金融サービス利用者相談

※ FAX・メール・文書で受け付けた場合には、相談室より、原則平日10時～17時の間に架電いたします。

26 法律相談等の窓口

◆ 千葉県弁護士会では、台風15号及び19号に関する無料相談を開始いたしました。法律相談に限らず、お困りごとを弁護士に相談できます。

相談窓口 : 043-227-8431 (千葉県弁護士会)

(平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

相談場所 : 電話による相談 (事務所での相談や出張相談については、担当弁護士とご相談ください)

※ 電話受付において「台風15号・19号に関する相談をしたいのですが」とお申し出ください。



医療・健康のこと

27 医療機関の受診 介護保険サービス・障害福祉サービスの利用

- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、同法適用市町村の国民健康保険・介護保険、同法適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（下表の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、条件①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

条件	① 住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。 ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負われた方 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された方 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
対象保険者	千葉市・館山市・東金市(※)・旭市(※)・市原市・鴨川市・印西市(※) ・富里市・山武市・酒々井町(※)・多古町・睦沢町・千葉県後期高齢者医療広域連合・全国健康保険協会 ※印のものは国保のみ (上記以外に、一部の保険組合・国保組合においても免除される場合があります。)

- ◆ 上記医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ◆ 被災により保険証を紛失又は自宅等に残して避難している方は、次の①～④の事項を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保健医療を受けることができます。
 ①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号等）



④加入している医療保険者が分かる情報（被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所及び組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所）

- ◆ 介護サービスについて、被災により被保険者証及び負担割合証を消失又は自宅等に残して避難している方は、次の①～④の事項を介護事業所等にお伝えいただければ、被保険者証等がなくても介護サービスを受けることができます。

①氏名、②住所、③生年月日、④負担割合



教育のこと

28 幼稚園への就園奨励事業

- ◆ 保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減します。詳しくは、市町村の窓口にてお問い合わせください。

29 保育所等保育料の減免

- ◆ 台風により、居住する家屋及び家財などが著しい損害を受けた場合等において、保育料が減免される場合があります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

30 高等学校授業料減免措置

- ◆ 台風により住宅等に災害を受けた場合は、申請により県立高等学校の授業料の減免が受けられる場合があります。（ただし、高等学校等就学支援金の支給対象者を除きます。）
詳しくは、各県立学校または千葉県教育庁財務課会計指導班（043-223-4049）までお問い合わせください。

31 小・中学生の就学援助措置

- ◆ 被災により就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助いたします。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。



3 2 特別支援学校等への就学奨励事業

- ◆ 被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童または生徒の保護者を対象に、通学費、学用品等を援助します。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

3 3 千葉県奨学資金の返還猶予および緊急貸付

- ◆ 自宅または職場等が被災した方は、千葉県奨学資金返還の猶予を申請することができます。
また、高校在学中に被災により家計が急変した方については、奨学資金の貸付申請を各学校で受け付けています。
詳しくは、千葉県教育庁財務課（043-223-4027）にお問い合わせください。

3 4 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、現在在学している学校を通じて申し込みください。
また、奨学金返還に関する相談は、奨学金相談センター（0570-666-301）にお問い合わせください。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して、JASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課JASSO支援金担当（03-6743-6011）にお問い合わせください。



事業者の方へ

3 5 千葉県制度融資（中小企業振興資金）

- ◆ 災害によって被害を受けた中小企業の方に、セーフティネット資金を融資します。融資の要件などについては、取り扱い金融機関または下記の問い合わせ先にご相談ください。

金融相談：043-223-2707（千葉県商工労働部経営支援課）

経営相談：043-299-2907（千葉県産業振興センター）

3 6 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

千葉支店中小企業事業	043-243-7121
千葉支店国民生活事業	043-241-0078
船橋支店国民生活事業	047-433-8252
館山支店国民生活事業	0470-22-2911
松戸支店国民生活事業	047-367-1191

【千葉県信用保証協会】 本店保証部 043-221-8111

【商工組合中央金庫】 千葉支店 043-248-2345

松戸支店 047-365-4111

浦安出張所 047-355-8011

【商工会議所】

銚子	0479-25-3111	千葉	043-227-4101
木更津	0438-37-8700	佐原	0478-54-2244

茂原	0475-22-3361	館山	0470-22-8330
八街	043-443-3021	東金	0475-52-1101
市原	0436-22-4305	成田	0476-22-2101
佐倉	043-486-2331	君津	0439-52-2511

【千葉県商工会連合会】 043-305-5222

【千葉県中小企業団体中央会】 043-306-3281

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 関東本部 03-5470-1620

【関東経済産業局 産業部 中小企業課】 048-600-0321

【中小企業庁】 千葉県よろず支援拠点 043-299-2921

37 農林漁業関係の災害復興の融資 農林漁業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 千葉支店	043-238-8501
日本政策金融公庫 本店 農林水産事業本部	0120-926478
農林中央金庫 千葉支店	043-202-5426

- ◆ 千葉県では、被災された農林漁業者を対象に復旧に向けた支援のための相談窓口を開設しています。詳しくは、以下の相談窓口にお問い合わせください。

【農業関係】

機関名	問合せ先	所管区域
千葉農業事務所	043-300-1985 (企画振興課) 043-300-0950 (改良普及課)	千葉市・習志野市・市原市・八千代市
東葛飾農業事務所	04-7143-4121 (企画振興課) 04-7162-6151 (改良普及課)	市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市
印旛農業事務所	043-483-1129 (企画振興課) 043-483-1124 (改良普及課)	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町
香取農業事務所	0478-52-9192 (企画振興課) 0478-52-9195 (改良普及課)	香取市・神崎町・多古町・東庄町
海匝農業事務所	0479-62-0156 (企画振興課)	銚子市・旭市・匝瑳市

	0479-62-0334 (改良普及課)	
山武農業事務所	0475-54-1122 (企画振興課) 0475-54-0226 (改良普及課)	東金市・山武市・大網白里市 ・九十九里町・芝山町・横芝 光町
長生農業事務所	0475-22-1751 (企画振興課) 0475-22-1771 (改良普及課)	茂原市・一宮町・睦沢町・長 生村・白子町・長柄町・長南 町
夷隅農業事務所	0470-82-4956 (企画振興課) 0470-82-2213 (改良普及課)	勝浦市・いすみ市・大多喜町 ・御宿町
安房農業事務所	0470-22-7131 (企画振興課) 0470-22-8132 (改良普及課)	館山市・鴨川市・南房総市・ 鋸南町
君津農業事務所	0438-25-0107 (企画振興課) 0438-23-0299 (改良普及課)	木更津市・君津市・富津市・ 袖ヶ浦市

【水産関係】

機関名	問合せ先	所管区域
銚子水産事務所	0479-22-8397 (漁業調整指導 課・改良普及課)	銚子市・成田市 (旧下総町の 区域に限る。)・東金市・旭市 ・匝瑳市・香取市・山武市・ 大網白里市・神崎町・多古町 ・東庄町・九十九里町・芝山 町・横芝光町
館山水産事務所	0470-22-5761 (漁業調整指導 課・改良普及課)	館山市・鴨川市・富津市 (旧 大佐和町及び旧天羽町の区域 に限る。)・南房総市・鋸南 町
勝浦水産事務所	0470-73-0108 (漁業調整指導 課・改良普及課)	茂原市・勝浦市・いすみ市・ 一宮町・睦沢町・長生村・白 子町・長柄町・長南町・大多 喜町・御宿町
水産課	043-223-3032 (企画指導室)	各水産事務所の所管区域以外 の区域



事業者の方へ

38 栽培技術支援

- ◆ 台風による強風や降雨被害などに対する農作物栽培技術支援を行います。詳しくは、県各農業事務所または千葉県農林水産部県担い手支援課（043-223-2907）までお問い合わせください。

39 宿泊事業者向けの特別相談窓口

- ◆ 台風により被害が生じている宿泊事業者からの相談や要望に対応するため、関東運輸局内に特別相談窓口を設置しました。詳しくは、以下の相談窓口にお問い合わせください。

電話：045-211-1255(関東運輸局観光部観光企画課)

FAX：045-211-7270



そのほかの情報

40 災害ボランティア

◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。市町村によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

◆ 現在開設中の災害ボランティアセンター等一覧

市町村	ボランティアによる支援の依頼窓口	問合せ先
千葉市	千葉市社会福祉協議会ボランティアセンター	043-209-8850
市原市	市原市災害ボランティアセンター	0436-20-3100
佐倉市	佐倉市災害ボランティアセンター	043-484-6198
成田市	成田市社会福祉協議会ボランティアセンター	0476-27-8010
茂原市	茂原市災害ボランティアセンター	0475-23-1969
長柄町	長柄町災害ボランティアセンター	080-6875-7540
長南町	長南町災害ボランティアセンター	080-5064-9570、 080-5064-9585
君津市	君津市災害ボランティアセンター	090-8049-9419、 0439-57-2250
富津市	富津市災害ボランティアセンター	070-5598-9612

※ 以下の災害ボランティアセンター等は閉鎖されましたが、今後も引き続き必要な支援等については、社会福祉協議会で対応していますのでご相談ください。

- ・ 八街市災害ボランティアセンター (開設期間：9月12日～30日)
- ・ 富里市社協ボランティアセンター (開設期間：9月17日～10月18日)
- ・ 香取市災害ボランティアセンター (開設期間：9月10日～11月6日)
- ・ 多古町災害ボランティアセンター (開設期間：9月17日～10月20日)
- ・ 匝瑳市社協ボランティアセンター (開設期間：9月24日～10月18日)
- ・ 東金市災害ボランティアセンター (開設期間：9月14日～30日)
- ・ 山武市社協ボランティアセンター (開設期間：9月14日～29日)
- ・ 大網白里市災害ボランティアセンター (開設期間：9月14日～23日)
- ・ 九十九里町災害ボランティアセンター (開設期間：9月13日～24日)
- ・ 芝山町社協ボランティアセンター (開設期間：9月20日～29日)



そのほかの情報

- ・ 横芝光町災害ボランティアセンター (開設期間：9月14日～28日)
- ・ いすみ市災害ボランティアセンター (開設期間：9月12日～10月18日)
- ・ 木更津市災害ボランティアセンター (開設期間：9月14日～10月19日)
- ・ 袖ヶ浦市災害ボランティアセンター (開設期間：9月14日～10月25日)
- ・ 館山市災害ボランティアセンター (開設期間：9月11日～10月27日)
- ・ 鴨川市災害ボランティアセンター (開設期間：9月14日～10月31日)
- ・ 南房総市災害ボランティアセンター (開設期間：9月14日～10月31日)
- ・ 鋸南町災害ボランティアセンター (開設期間：9月13日～10月22日)

4 1 令和元年秋台風関連 消費者ホットライン

- ◆ 国民生活センターでは、台風の被災地域及び被災者の方を対象とし、14都道府県（岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡）からつながるフリーダイヤル「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」を、11月1日から開設いたします。

- ・ 令和元年秋台風関連消費者ホットライン
- ・ フリーダイヤル：0120-486-188（通話料無料）
- ・ 10時から16時まで、土曜日曜日祝日含め対応

※ 2019年11月3日（祝日）2019年11月16日（土）は、建物点検日のため相談窓口をお休みします。

- ◆ 相談事例
 - ・ アパートが水浸しになり住めない状態だが、このまま家賃を支払う必要があるか。
 - ・ 市役所を名乗り、義援金を集めると訪問してきた者がいる。信用できるか。
 - ・ 壊れた家屋の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われた。信用してよいか。



4 2 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

- http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html
総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）
電話：03-5253-5450（直通）

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

- <http://www.jpea.gr.jp/topics/190703.html>
一般社団法人 太陽光発電協会
〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 1-Nビル8F
電話：03-6268-8544

- ◆ 被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

- http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf
環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
電話：03-5521-8358（内線6825）



そのほかの情報

4 3 生活困窮者自立支援制度

- ◆ お住まいの市（町村にお住まいの方は最寄りの県健康福祉センター）の相談窓口において、様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、自立に向けた支援計画を作成し伴走型の支援等を行うほか、状況に応じて生活保護の相談につなぐなど他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行います。

詳しくは、市役所又は県健康福祉センターまでお問い合わせください。

4 4 千葉県労働相談センター

- ◆ 賃金不払い、解雇などの労働問題全般について、専門の相談員が問題解決に向けた具体的なアドバイスを行います。

- ・ 一般労働相談

開庁日 午前9時～午後8時（午後5時以降は、原則電話のみ）

- ・ 弁護士による特別相談（要予約）

毎月第1・3金曜日 午後1時～午後3時

- ・ メンタルヘルス特別相談（要予約）

毎月第4水曜日 午後5時30分～午後7時30分

詳しくは、千葉県労働相談センター（043-223-2744）までお問い合わせください。

4 5 ジョブカフェちば

- ◆ 若者と地元企業との雇用のミスマッチを解消し、次代を担う産業人材の確保・育成を図るため、若者の就労支援や企業の人材確保・職場定着の支援を行います。

- ジョブカフェちば

（求職者向け） 047-426-8471

（企業向け） 047-460-5500



4 6 千葉県ジョブサポートセンター

< 求職者相談 >

求職者等の生活の安定、再就職を支援するため、ハローワークの行う職業相談・職業紹介と一体的に、総合的な生活・就業支援を行っています。

< 雇用主相談 >

雇用主の雇用に関する問題・課題について、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員による支援を行っています。

詳しくは、千葉県ジョブサポートセンター（043-245-9420）までお問い合わせください。